

令和3年横審第41号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年11月29日13時40分

千葉県木更津港北方沖合

2 船舶の要目

船種船名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数	6.6トン	
登録長	12.08メートル	7.11メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	450キロワット	154キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成25年12月に進水し、船体中央部やや船尾寄りに操舵室、同室後方に客室をそれぞれ設け、操舵室には、前部中央やや左舷寄りに舵輪、その左舷側に機関遠隔操縦装置、前方に左舷側から魚群探知機一体型のGPSプロッター、機関回転計、磁気コンパス、自動操舵装置、ソナー及びレーダー、後方に操縦席をそれぞれ備えた最大搭載人員が船員3人及び旅客12人のFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年11月29日06時00分千葉県市川市所在の係留地を発し、第二海堡周辺等の釣り場での遊漁の後、海ほたる（木更津人工島）（以下「海ほたる」という。）南東端付近の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが12ノット以上の対水速力で航行すると船首部が浮上し、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たると、正船首から左舷側12度及び右舷側16度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素は、操縦席の上に立って操舵室の天窗から顔を出して同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、前示釣り場に到着し、漂泊して遊漁を再開したものの、期待した釣果が得られなかったため、海ほたる南岸に沿って西行して海ほたる西方沖合の釣り場に移動することとし、レーダーを休止したまま、GPSプロッターの画面右半分は魚群探知機画面を、同左半分にGPSプロッター画面をそれぞれ表示させ、同プロッター画面をノ

ースアップ表示で12海里レンジ設定として作動させ、釣り客4人を船首部及び船尾部でそれぞれ休息させ、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、13時37分半少し前東京湾アクアライン海ほたる灯（以下「海ほたる灯」という。）から140.5度（真方位、以下同じ。）890メートルの地点を発進して直ちに同釣り場に向く305度に定め、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって船首死角が生じた状態で進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首990メートルのところにBを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を北西方に向けてほとんど移動しない様子から錨泊中であると判断することができ、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、発進時予定針路を一べつして船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、操縦席の上に立って操舵室の天窓から顔を出すなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく、保針するため、視線を海ほたる南岸方に向けて同岸との離隔を目測して続航中、13時40分海ほたる灯から245度270メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その左舷船首部がBの右舷船尾部に後方から6度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成2年2月に進水し、船体中央部に操舵室、同室上方にフライングブリッジをそれぞれ設け、操舵室中央部右舷に舵輪、その前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター、右舷側に機関遠隔

操縦装置，後方に操縦席をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで，b受審人が1人で乗り組み，知人3人を乗せ，釣りの目的で，船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって，同日06時40分東京都江戸川区所在の係留地を発し，東京国際空港東方沖合等の釣り場での釣りの後，海ほたる南西端付近の釣り場に向かった。

b受審人は，前示釣り場に到着し，12時10分衝突地点付近で，水深20メートルの海中に重量約10 kilogramsのダンフォース型錨を投げ，同錨に連結された長さ2メートルのステンレス鋼製鎖を介して直径16ミリメートル長さ100メートルの合成繊維製錨索を約40メートル延出して船首部のクリートに係止し，錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないまま，船首を北西方に向け，機関を停止して錨泊を開始し，GPSプロッター画面に魚群探知機能を表示させて魚群探索を行いながら，同乗者2人が左舷船尾部で左舷方を向き，自らは同乗者1人と共に右舷船尾部で右舷方を向き，それぞれ座った姿勢で釣り竿各1本を出して釣りを再開した。

b受審人は，釣りをしている他船と接近することのないよう，自船から約100メートルの範囲の他船の有無を確認しながら釣りを続け，13時37分半少し前衝突地点で，船首が311度を向いていたとき，右舷船尾6度990メートルのところに，Aを視認することができ，その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが，近傍に船舶を認めなかったことから，自船に接近する他船はいないものと思い，見張りを十分に行わなかったため，このことに気付かなかった。

こうして，b受審人は，注意喚起信号を行わず，更に接近しても，衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け，13時40分少し前船尾至近に迫ったAを認めたものの，どうすることもできず，Bは，

船首が311度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に、Bは、右舷船尾部外板にそれぞれ破口を伴う擦過傷等を生じたが、後いずれも修理され、Bの同乗者1人が頸椎捻挫等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、海上交通安全法の適用海域である木更津港北方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との間の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、木更津港北方沖合において、釣り場移動のため航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、木更津港北方沖合において、釣り場移動のため航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、操縦席の上に立って操舵室の天窓から顔を出すなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、発進時予定針路を一べつして船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの同乗者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

b 受審人は、木更津港北方沖合において、釣りをを行いながら錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、近傍に船舶を認めなかったことから、自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する A に気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて同船との衝突を招き、A、B 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B の同乗者を負傷させるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁